

## 職域サポートローン（（社）しんきん保証基金付）

一関信用金庫  
令和5年12月1日現在

1. 商 品 名	職域サポートローン（（社）しんきん保証基金付）
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満20歳以上の方</li> <li>・ 当金庫の会員又は当金庫の会員となれる方</li> <li>・ （当金庫の営業地域内に居住・住所を有するか、又は当金庫の営業地域内にある事業所に勤務する方）</li> <li>・ いちしん職域サポート契約を締結した事業所に働く経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規社員でも可）</li> <li>・ 社）しんきん保証基金の保証を受けられる安定継続した収入のある方</li> <li>・ 当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方</li> </ul>
3. お 使 い み ち	<p>【健康で文化的な生活を営むために必要な資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 申込人又は申込人の家族(配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟)が必要とする次の資金</li> <li>1 自動車関連資金（オートバイ、自転車を含む） 購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用</li> <li>2 教育関連資金 ・ 就学する学校等への納付金（最長1年分） ・ 就学にかかる付帯費用（最長1年分、100万円以内） ※申込日時点で支払日から3か月以内のものに限り支払済資金も可</li> <li>3 住宅・リフォーム関連資金 ・ 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可（ただし、上記と合わせた申込みで100万円以内） ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3か月以内のものに限り支払済資金も可。</li> <li>● 申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を用途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</li> <li>※当金庫の基金保証付ローンについては、職域サポートローン、カーライフプラン、教育プラン、リフォームプラン、無担保住宅ローン（いずれもレポート、エコを含む）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）に限る。</li> </ul>
4. ご融資限度額	・ 1,000万円以内（1万円以上1万円単位）
5. ご 利 用 期 間	・ 3か月以上15年以内
6. ご 融 資 利 率	・ 当金庫所定の利率によります（金利については窓口でお問い合わせください） （なお、金融情勢の変化等により金利を見直す場合があります）
7. ご返済方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月元金均等、元利均等割賦返済（ご融資金額の50%以内につき6か月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可能です、元金返済据置は6か月以内可能です）</li> <li>・ 当金庫ホームページ「ローンシミュレーション」で返済額の概算について試算いただけます</li> </ul>
8. 担 保 ・ 保 証 人	・ （社）しんきん保証基金が保証いたしますので必要ありません
9. 保 証 料	・ 保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています。
10. 手 数 料 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部または全部繰上償還の場合、別途手数料3,300円（税込）がかかります</li> <li>・ 約定返済額を変更する等の条件変更の場合は別途手数料5,500円（税込）がかかります</li> <li>・ 詳しくは窓口でお問い合わせください</li> </ul>
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス担当部署（9時～17時、電話：0191-23-6111）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス担当部署または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス担当部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
12. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また現在のご融資利率やご返済の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください</li> </ul>